

介護職員処遇改善加算とは

介護職員の給与を上げるために、国が介護事業所に支払うお金の事です。

これを財源として、介護事業所が職員に「処遇改善手当」として支給します。

”とくつき”では、「処遇改善」、

「特定処遇改善」（介護福祉士、と他の介護士とは支給額が違います。）

介護職員等ベースアップ等支援加算は

”とくつき”では 調整手当の名目です。

以上 3項目が 処遇改善加算として支給されています。

目的：介護業界の慢性的な人手不足を解消する為、介護職員の待遇をよくして、
長く働ける環境を整えることを目指しています。

財源：介護事業所が、サービス提供で得られる「介護報酬」に上乗せして
国から受け取るものです。

対象：介護職員が対象となります。